

障害者福祉課

議案第63号

港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第139号。以下「都条例」といいます。）の一部改正を踏まえ、港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「条例」といいます。）の一部を改正します。

1 改正理由

東京都は、認可保育所等と児童発達支援事業所が併設している場合に職員が兼務すること及び設備を共用することについて、併設している施設が東京都知事の認証する保育所（以下「認証保育所」といいます。）の場合は、職員が兼務すること及び設備を共用することができないこととしていましたが、都条例を改正し、令和7年4月からは認証保育所の場合も、職員の兼務及び設備の共用を可能としました。

東京都の対応を踏まえ、区内の児童発達支援事業所についても、認証保育所と併設している場合に職員の兼務及び設備の共用を可能とするため、条例の一部を改正します。

また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の一部が改正され、引用している条項番号が変更されたことを踏まえ、条例を改正します。

2 改正内容

- （1）認証保育所に入所している児童と児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させる場合の両施設の職員の兼務を可能とします。
- （2）児童発達支援事業所と併設する認証保育所の設備の共用を可能とします。
- （3）条例で引用している障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の条項番号を変更します。

3 施行期日

- 2（1）及び（2）については、公布の日
- 2（3）については、令和7年10月1日

港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表	
改正案	現行
(前略) (従業者の配置の基準) 第六条 (略) 2・3 (略) 4 第一項の規定にかかわらず、保育所、家庭的保育事業所等（港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年港区条例第二十七号）第二条第一項第四号に掲げる家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。第五十九条第二項において同じ。）若しくは認証保育所（東京都認証保育所事業実施要綱（平成十三年五月七日付十二福子推第千百五十七号）に規定する認証保育所をいう。第十一条第四項において同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児とを交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。	(前略) (従業者の配置の基準) 第六条 (略) 2・3 (略) 4 第一項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年港区条例第二十七号）第二条第一項第四号に掲げる家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。第五十九条第二項において同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児とを交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

(中略)

第十一条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び前項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項に規定する設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設又は認証保育所の設備と兼ねることができる。

(中略)

(利益供与等の禁止)

第四十八条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者総合支援法第五十九条第十九項に規定する一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 (略)

(中略)

第十一条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び前項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項に規定する設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる。

(中略)

(利益供与等の禁止)

第四十八条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者総合支援法第五十九条第十八項に規定する一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 (略)

(後略) 付 則 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第四十八条第一項の改正規定は、令和七年十月一日から施行する。	(後略)
---	-----------------